

土地改良区連合定款例

何土地改良区連合定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区連合は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区連合は、何土地改良区連合という。

2 この土地改良区連合の認可番号は、何第〇〇号である。

【備考】

認可番号は、頭に都道府県の略号を冠し、土地改良区連合ごとに、その設立順序に一連番号とすること。（例、大阪府第1号・・・大阪第1号）

(所属土地改良区)

第3条 この土地改良区連合の所属土地改良区は、次に掲げる土地改良区とする。

- 一 何土地改良区
- 二 何土地改良区
- 三

(事業)

第4条 この土地改良区連合は、事業の実施に関する計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる事業又は事務を行う。

一 何川から引水するかんがい施設及び河川への排水施設の維持管理
二 何土地改良区及び何土地改良区の事業（前号に掲げるものを除く。）及び事務
三

2 この土地改良区連合は、前項第〇号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区連合は、国営何土地改良事業及び県営何土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区連合の事務所は、何県何郡何村に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の掲示場、所属土地改良区の事務所の掲示場及びこの土地改良区連合に所属する土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって所属土地改良区の組合員に通知し又は何新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

(総会)

第7条 この土地改良区連合に総会を設ける。

2 前項の総会は、所属土地改良区がそれぞれの定款の定める手続に従いその組合員のうちから選出する議員（以下、単に「議員」という。）で組織する。

(議員の定数)

第8条 議員の定数は、〇〇人とし、所属土地改良区において選出すべき議員の定数は、次のとおりとする。

- 一 何土地改良区 〇〇人
- 二 何土地改良区 〇〇人
- 三

(議員の任期)

第9条 議員の任期は、4年とし、その就任の日から起算する。ただし、補欠選任によって選任される議員の任期は、退任した議員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、議員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(議員の届出)

第10条 所属土地改良区は、議員を選出したとき、又は議員でなくなったときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を土地改良区連合に届け出なければならない。

(通常総会の時期)

第11条 この土地改良区連合の通常総会の時期は、毎事業年度1回〇月とする。

(議員の請求による会議招集)

第12条 議員が、総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第13条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない議員は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする議員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区連合に提出してしなければならない。

3 議員の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総会においては、定款の変更、事業の実施に関する計画の設定、変更及び廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の收支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、議員の半数以上の

出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う分担金の徴収の時期及び方法に限り、議員の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、出席した議員のうちから当該総会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 17 条 この土地改良区連合の役員定数は、理事○人及び監事○人とする。

2 前項の監事定数のうち、○人は土地改良法（以下「法」という。）第 82 条第 4 項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

① 耕作又は養畜の業務を営む議員である理事の定数を定める場合には、第 2 項中「前項」を「第 1 項」とし、第 2 項を第 3 項として、第 1 項の次に次の 1 項を加えること。

2 前項の理事定数のうち、○人は、議員であって耕作又は養畜の業務を営む者（議員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

② 議員でない理事を入れる場合は、第 2 項中「前項」を「第 1 項」とし、第 2 項を第 3 項として、第 1 項の次に次の 1 項を加えること。

2 前項の理事定数のうち、○人は、議員でない者とする。

③ 法第 82 条第 4 項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第 2 項を削除すること。

④ 議員である監事の定数を定める場合には、第 2 項を次のとおり改めること。

2 前項の監事定数のうち、○人は議員とし、○人は法第 82 条第 4 項各号の全てに該当する者とする。

⑤ 役員の数は、所属土地改良区の地域の広狭、事業の分量、組合員数等を考慮して定められるべきものであり、みだりに役員の数を多くしないこと。

なお、委員会制度を活用する等の措置を講ずることが望ましい。

(役員の選挙)

第 18 条 役員は、議員が総会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

【備考】

① 総会外選挙制をもとる場合は、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加えること。

2 総会が役員を総会外において選挙する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総会外において役員の選挙を行うものとする。

② 役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改めること。

(理事長)

第 19 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 20 条 理事長は、この土地改良区連合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区連合の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区連合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第84条において準用する法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

【備考】

役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条第1項を次のように改め、本条第2項中「選挙」を「選任」に改めること。

第23条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第84条において準用する法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

(役員の失職)

第24条 理事又は監事がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

【備考】

役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条中「被選挙権」を「被選任権」に、「被選挙区」を「被選任区」に改めること。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための分担金は、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割で所属土地改良区に分担させる。ただし畠については、田の〇分の1の標準による。

2 第4条第1項第2号の事務に要する経費に充てるための分担金は、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割で所属土地改良区に分担させる。

3

4 前3項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区連合の運営事務費に要する経費に充てるための分担金は、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割で所属土地改良区に分担させる。

【備考】

経費分担の規定は、第4条に掲げる事業と密接不離の関係にある規定であるから、なるべく各事業別に具体的に規定すること。

(分担金の徴収の方法)

第26条 前条の規定による分担金の徴収の時期及び方法は、総会で定める。

(督促)

第27条 前条の規定により負担すべき分担金の督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第28条 第26条の規定により負担すべき分担金につき、これを滞納する場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金〇銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料〇円を過怠金として徴収する。

2 前項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雜 則

(係及び委員会)

第29条 この土地改良区連合の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区連合の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(基本財産)

第30条 この土地改良区連合に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区連合の財産については、解散又は所属土地改良区が脱退するときでなければ所属土地改良区に分配することができない。

(事業年度)

第32条 この土地改良区連合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(電磁的記録等による処理)

第33条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第34条 この土地改良区連合の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

